

第 4 章

施 策 の 展 開

第4章 施策の展開

〈はじめに〉

施策の体系に基づいた「施策の展開」に際しては、地方自治体全体におけるSDGsの取組を常に意識し、本市の文化振興施策の取組と合わせて「持続的な開発目標の達成」につなげます。

SDGsは、17の目標及び169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを宣言しているものです。この取組は発展途上国のみならず、先進国も含めて取り組むべき普遍的なものとして、国をあげて積極的に取り組まれています。

本計画に該当するSDGsの開発目標は以下の3つです。本計画においても目標達成に向けた取組を推進します。

基本方針・目標			
1 文化の種をまこう (1)子どもに出会いを贈る (2)暮らしの中にきっかけを届ける	4 質の高い教育をみんなに 	17 パートナーシップで目標を達成しよう 	
2 文化の庭をつくろう (1)文化施設等をひらかれた場にする (2)文化活動の支援を強化する	4 質の高い教育をみんなに 	8 働きがいも経済成長も 	17 パートナーシップで目標を達成しよう 
3 文化の花をさかそう (1)まちの活力を高める (2)まちの魅力を広める	4 質の高い教育をみんなに 	8 働きがいも経済成長も 	17 パートナーシップで目標を達成しよう 

■SDGsの目標と解説

4 質の高い教育をみんなに 	目標4 質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
8 働きがいも経済成長も 	目標8 働きがいも経済成長も すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する
17 パートナーシップで目標を達成しよう 	目標17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

基本方針1. 文化の種をまこう

(1) 子どもに出会いを贈る

次代を担う子どもが、幼い頃から芸術をはじめとする質の高い様々な文化に親しみ、感性を磨き、創造性や想像力、コミュニケーション能力を育むことができるような機会を充実します。

学校や文化施設等をはじめ様々な担い手と連携・協働を進め、すべての子どもが文化に親しめる機会の創出、環境づくりに取り組みます。

①デビュープログラムの充実

- 乳・幼児期の子どもの豊かな情操や好奇心を育むため、また、文化との出会いをより豊かなものとするため、安心して気軽に参加できたり、親子で楽しめたりする機会を充実します。
- ブックスタート・セカンドブック事業や読み聞かせ会、すくすく広場等の児童センター事業に加え、市民文化会館等で親子向けのコンサートやミュージカルの公演、読み聞かせ、アートの体験イベント等を開催します。

②鑑賞・創作、体験・学習の充実

- 義務教育期にすべての子どもが上質な芸術に触れたり、郷土の特色や伝統文化について学んだりすることができるよう、学校や地域、文化施設や社会教育施設の連携を強化して、鑑賞・創作、体験・学習の機会を充実します。
- 地域の文化資源への関心を高めていくために、地域在住のアーティスト等の人材や地域の歴史文化に関わる資源をテーマに取り入れて、きっかけを創出します。
- 学校や文化施設との連携を強化し、小学校巡回音楽会の実施等による芸術鑑賞のほか、芸術家やクリエイターを招聘して行うワークショップを開催し、質の高い創作活動を体験する機会の充実を図ります。
- 郷土資料館や佐野美術館において、展覧会や施設の見学のほか、郷土教室（郷土資料館）、さのびこどもくらぶ（佐野美術館）等の子どもの郷土学習や鑑賞・創作体験につながるプログラムを充実します。
- 講座の開催方法については、より多くの市民がより多くの場所で安全に受講できる方策を取り入れて実施します。

(2) 暮らしの中にきっかけを届ける

生活に楽しみと彩りを感じられるよう、だれでも身近な場所で文化に出会うことができる機会や、これまで文化に親しむ機会の少なかった人も文化を気軽に楽しめる機会の充実を図ります。

また、文化に出会う機会を多くの人に知っていただくため、情報を収集し、効果的に提供します。

①気軽に楽しめる機会の充実

- 市民文化会館、郷土資料館、さらに民間の佐野美術館等の施設において、大人向け入門講座やガイドツアー、アーティストトーク、体験プログラム等の機会を充実します。なかでも、市民文化会館前の広場を利用した文化イベントについて、企業や団体と協力しながら多くの市民に向けて企画・展開していきます。
- プログラムの開催時間帯や内容、費用などを考慮し、低料金で短時間であるなど、身近で気軽に楽しめるイベントを開催します。
- まちづくりや福祉など他分野のイベントや民間が行うイベントとの連携・協力を図り、日頃文化に関心があまりない人も自然と気軽に文化に触れやすく、楽しむことのできる機会の拡充に努めます。
- 文化を気軽に楽しむことができるように、文化についての企画受付、相談対応、団体紹介、専門家への橋渡しをすることのできる窓口を整えて、その役割を市民に広めます。
- 放課後デイサービス等を通じて、障がい児を含む様々な児童・生徒が、文化に触れるきっかけとすることのできる機会を提供します。

②情報の収集と提供の充実

- 文化に関するイベント・講座、人材、施設等の多彩な情報を収集し、マスメディアのほか、ソーシャルメディアを積極的に活用し、市内外への効果的な情報発信に取り組みます。
- 人の目に触れやすく、わかりやすい情報発信のため、情報の編集、効果的に見せるデザイン力の強化を図ります。
- 市のロゴ、使用規定色、マスコット、キャラクター、イラスト等について、市のホームページや印刷物、名刺などをはじめ、視覚的に統一されたイメージを積み重ねていくことを検討します。
- 文化情報のQRコード化やインターネットを通じたバーチャル体験などを通じて、幅広い世代（特に働き盛りの世代）に多彩な文化を提供できる取組を進めます。
- 市民が文化に参加しやすくなるために必要な意見を把握するため、ICT技術や新たな調査手法を取り入れた意向把握を検討・実施します。

基本方針2. 文化の庭をつくろう

(1) 文化施設等をひらかれた場にする

市内の文化施設等において、施設利用者が利用しやすいだけでなく、様々な市民のニーズに応えられる環境の整備を進めます。

また、すべての市民にとって文化活動の拠点となり、さらには地域の交流・賑わいの拠点、すなわち「新しい広場」となるよう、文化施設等に係る専門家やサポーターなどの人材の育成等を図りながら、既存の施設の活用を進めます。

①人が集う機能の創出

- 市民文化会館や郷土資料館等が、人々が集い、交流し、地域に賑わいと活力をもたらす拠点となるよう施設の活用を推進します。
- 市民文化会館の適切な維持管理や計画的な改修を継続して進めるとともに、人が集まり、交流することができる誰もが利用しやすい拠点として、施設内のフリースペースや屋外広場を活用します。
- 外部の有識者を交えた文化施策について検討の機会を設けるなど、コミュニティ拠点としての活用をはじめ、よりよい施設のあり方を検討します。

②多様な人材の登用・育成の推進

- 文化施設等に専門的な人材を登用するとともに、職員研修を充実することにより人材を充実させ、ソフト事業の充実を図ります。
- 市民が文化の知識や経験を活かし、文化活動をコーディネートする人材として活躍できるよう、講座などを充実します。
- 意欲のある市民がサポーターとして、文化施設等や文化活動を支援することができる制度を導入します。
- 市民参加公演の企画や制作、開催等に関する技能を有する人材の育成やその技能の向上を支援します。
- 文化施設等のボランティア活動を一層充実させるため、ボランティア養成講座や資質向上を目指した研修を実施します。

(2) 文化活動の支援を強化する

市民や文化団体等が自主的、主体的に行う文化活動のさらなる活性化を図るため、活動の内容や成果をPRするなど継続的な活動を支援するとともに、芸術家や文化団体等のネットワークを構築する取組を推進します。

また、斬新でユニークな取組などに対して支援する制度の導入を検討します。

①文化活動への参加の促進

- 市民の日頃の創作活動や成果の発表の場及び鑑賞の機会を提供するため開催している三島市美術展、市民合唱祭や芸術祭等について、高校や大学と連携して若い世代の参加を促します。
- コンクールやコンテスト等での活躍や、特色ある活動を展開している文化部活動など、文化の分野で特筆すべき成果を挙げている子どもたちを奨励します。芸術家や文化団体等の交流の機会を設けるなど、新たな文化への取組を促進します。

②支援体制の強化

- 芸術家や文化団体等が文化活動を行うために必要な資金を調達するため、国、県、(独)日本芸術文化振興会等の公的団体や海外を含む民間団体の助成に関する情報提供を行います。
- 市民が自ら企画制作する公演や展覧会などを支援するため、事業提案に基づく補助金の交付など、意欲やアイデアに富んだ取組に対する支援制度の導入を研究します。
- 芸術家等の文化振興に係る人材の登録制度を構築します。
- 芸術家や文化団体等が文化活動を行うために必要な資金の獲得に関する情報提供を行います。

基本方針3. 文化の花をさかそう

(1) まちの活力を高める

文化の持つ人と人、人と地域を結び付けていく力を社会の幅広い分野で活かした、創造性のある魅力的なまちづくりを推進するため、様々な機関等との連携を進めます。

また、連携を強化することにより、文化を通じた広域的な交流を促進します。

①連携の促進

- 市で現在取り組んでいるガーデンシティによる美しく品格のあるまちづくりやスマートウェルネスによる生きがいくくりと連携することにより文化振興への取組をより強力なものとしていきます。
- 三島市スポーツ・文化コミッションにより、文化イベントや合宿の誘致等に取り組みま
- す。
- 商店街や地域コミュニティの活性化、福祉や医療の現場におけるケアの充実等を図るため、伝統芸能や芸術等の文化の持つ力を多方面に広げていく取組の拡充を図ります。
- 映画、ファッション、コンピューターサービス、広告等、創造産業の活性化を図ります。
- 地元の大学をはじめとした高等教育・研究機関(※)との連携、国や県・周辺市町等との広域的連携を推進し、より多彩で質の高い文化活動が展開されるネットワークの構築を図ります。

②広域交流の促進

- 市民が国内外の多様な文化に触れる機会を充実するため、姉妹都市や友好都市との交流、国際交流イベントなど文化を通じた交流を促進します。
- 英語、中国語等の多言語表記を推進します。

※高等教育・研究機関とは…大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、研究機関等。

(2) まちの魅力を広める

これまで守り継がれてきた隠れたまちの魅力を掘り起こし、それらを広めることによって、新たな文化資源として活用していきます。

また、歴史・文化資源としての価値を再認識することで、地域に対する愛着を育み、次世代に継承していく取組を推進します。

①文化資源の把握と活用

- 地域に伝わる様々な歴史・文化資源について収集・保存・調査を行い、展示や刊行物、講座等を通じて多くの人にその価値や魅力を伝えていきます。
- これまであまり人の目に触れていない、少数の人の中で守り継がれてきた文化資源について、多くの人に知ってもらい、観光や産業振興等につながるように、情報を整理します。
- 文化資源のデータベースを構築しインターネット等を通じて公開するなど、文化資源を活用しやすい仕組みを検討・実施します。
- 地域に伝わる様々な文化資源（古文書や古写真、石造物等）や市内の学校の持つ文化資源（学校資料・美術品等）について、広く収集・調査を行い、その保存に努めます。

②歴史や水と緑豊かな風土を活かした取組の推進

- 歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画(※)を推進し、三島の歴史や風土・景観の素晴らしさを市内外に伝え、保全・活用していくための意識啓発に取り組みます。
- しゃぎりや農兵節などの伝統芸能や文化財がもつ歴史的・文化的価値を市民にわかりやすく伝えるとともに、継承者の育成などを行っている団体への支援を継続して行います。
- 本市の文化を育んできた水（富士山からの湧水）と街道（交通の要衝）について、その魅力の発信を充実します。

※歴史的風致維持向上計画とは…平成20年（2008年）に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき、固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成し、国が認定する計画。「三島市歴史的風致維持向上計画」は、平成28年(2016年)10月3日に主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）から認定されました。静岡県内では初の認定となり、平成28年度から令和7年度までの10年間の計画です。この計画に位置付けた様々な事業を国の支援事業を活用しながら実施しています。